○農林水産省告示第千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字岩坂一の四（国有林）、一の三、小字野殿坂一の五・二の四（以上二筆国有林）、二の五、小字山城谷北向三の四（国有林）、四の一（次の図に示す部分に限る。）、四の二、小字高砂子四の五・五の三・六の七・六の八・七の六・九の二（以上六筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字野殿坂一七の四（次の図に示す部分に限る。）、一七の五、一七の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字小休場一〇の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字戌櫻五三、字唐場岡二、三、字小星三九の二、字中尾二七から二九まで、字番匠屋一、三、五五、五五の二、五六から六二まで、字横倉五六三、五七一、字西俣名二五二一、二五三一の一、字東赤谷名一八九二の一、一九〇二の一、一九〇四の一、一九二四、一九二七から一九二九まで、一九三五の一、一九三七の一、一九三八、一九三九、一九四〇の一、一九四二の一、一九五七、一九五八、字東俣名一九八三から一九八五まで、二〇一八、二〇二一の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戌櫻五三、字唐場岡二、三、字小星三九の二、字中尾二七から二九まで、字番匠屋一、三、五六から六〇まで、字横倉五六三、五七一、字西俣名二五二一、二五三一の一、字東赤谷名一八九二の一、一九〇二の一、一九〇四の一、一九二四、一九二七から一九二九まで、一九三五の一、一九三七の一、一九三八、一九三九、一九四〇の一、一九四二の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町東山字内野一八六の二、三二九、三七八の一、三七八の四、三八四の一、三八四の二、三八四の四、四二八の二三から四二八の二五まで、四二八の三〇、四二八の五七から四二八の六〇まで、字中村三二六、足代字山分四五八九の二三五の一、四五八九の三八七、四五八九の一〇三八、字城ケ谷三六九七の六、西庄字野根上一七五、一七六、加茂七〇四三の四二八、七〇四三の四四三、七〇四三の五九三、七〇四三の五九五、七〇四三の六〇五、七〇四三の六〇六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山分四五八九の二三五の一・字野根上一七五・一七六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、加茂七〇四三の四二八、七〇四三の四四三・七〇四三の五九三・七〇四三の六〇五・七〇四三の六〇六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字神楽田六、二二の一、字田尾一〇、一一、字敲尾二二、字那三方一六、一七、三八の一、字梨子木三五三の一九の一、三五三の一九の二、字平帽子八〇、一五三、六五二の二、六五五の三、六八六の二、六九八、九九一、九九二の二、字東赤谷名一一三三、字東俣名一四五四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字神楽田六・二二の一・字田尾一〇・一一・字敲尾二二・字那三方一六・一七・字梨子木三五三の一九の一、三五三の一九の二、字平帽子八〇、一五三、六五二の二、六五五の三、六八六の二、六九八、九九一、九九二の二、字東赤谷名一一三三、字東俣名一四五四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）